新規約	旧規約	備考
第1条(総則)	第1条(総則)	
三井住友トラストクラブ株式会社(以下「 <u>当社</u> 」といいます。)は、第2条第1項	三井住友トラストクラブ株式会社(以下「 <u>ダイナース</u> 」といいます。)は、第2条	変更
に定める通信販売加盟店の行う取引に関し以下の各条項のとおり規定するものと	第1項に定める通信販売加盟店の行う取引に関し以下の各条項のとおり規定する	(以下同様)
します。なお、本規約および関連する規定・特約、加盟店契約書、加盟店申込書そ	ものとします。なお、本規約および関連する規定・特約、加盟店契約書、加盟店申	
の他の加盟店関連申込書、売上票、 <u>当社</u> のウェブサイト等に「代金回収加盟店」と	込書その他の加盟店関連申込書、売上票、ダイナースのウェブサイト等に「代金回	
の記載がある場合は、すべて「通信販売加盟店」と読み替えるものとします。	収加盟店」との記載がある場合は、すべて「通信販売加盟店」と読み替えるものと	
	します。	
第2条(用語の定義)	第2条 (用語の定義)	
本規約における用語の定義は、次のとおりとします。	本規約における用語の定義は、次のとおりとします。	
1. 「通信販売加盟店」とは、本規約を承認の上、 <u>当社</u> に対し、 <u>当社</u> が定めた方法	1. 「通信販売加盟店」とは、本規約を承認の上、ダイナースに対し、ダイナース	
により加盟を申し込み、 <u>当社</u> が加盟を認めた個人、法人および団体をいいま	が定めた方法により加盟を申し込み、 <u>ダイナース</u> が加盟を認めた個人、法人	
<b>す</b> 。	および団体をいいます。	
2. 「通信販売加盟店契約」とは、本規約に基づき、 <u>当社</u> と通信販売加盟店で成	2. 「通信販売加盟店契約」とは、本規約に基づき、 <u>ダイナース</u> と通信販売加盟	
立した契約をいい、当社が加盟店審査を行って通信販売加盟店契約を締結す	店で成立した契約をいい、 <u>ダイナース</u> が加盟店審査を行って通信販売加盟店	
ることを承諾し当該契約内容の登録が完了した日を「通信販売加盟店契約締	契約を締結することを承諾し当該契約内容の登録が完了した日を「通信販売	
結日」といいます。	加盟店契約締結日」といいます。	
3. 「会員」とは、 <u>当社、日本国外におけるダイナースクラブカード発行会社</u> (以	3. 「会員」とは、 <u>ダイナース</u> 、 <u>外国ダイナースクラブ</u> (以下「外国ダイナース」	変更
下「外国ダイナース」といいます。)および外国ダイナースの提携先が認めた	といいます。) および外国ダイナースの提携先が認めたカード利用者を総称し	
カード利用者を総称していいます。また、前者を「日本会員」、後者を「外国	ていいます。また、前者を「日本会員」、後者を「外国会員」といいます。	
会員」といいます。		
4. 「カード」とは、 <u>当社</u> 、外国ダイナースおよび外国ダイナースの提携先が会	4. 「カード」とは、 <u>ダイナース</u> 、外国ダイナースおよび外国ダイナースの提携	
員に対して貸与したクレジットカードをいいます。	先が会員に対して貸与したクレジットカードをいいます。	

		<b>.</b>
新規約	旧規約	備考
6. 「有効カード番号等」とは、カード番号等のうち、有効期間内のもので、かつ	6. 「有効カード番号等」とは、カード番号等のうち、有効期間内のもので、かつ	
通信販売加盟店が <u>当社</u> からの無効の通知を受けていないものをいいます。	通信販売加盟店が <u>ダイナース</u> からの無効の通知を受けていないものをいいま	
	す。	
8. 「通信販売」とは、 <u>当社</u> が通信販売加盟店契約の対象とすることを事前に承	8. 「通信販売」とは、 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店契約の対象とすることを事	
認した、通信販売加盟店が販売もしくは提供する商品を、通信販売加盟店が	前に承認した、通信販売加盟店が販売もしくは提供する商品を、通信販売加	
自己の負担と責任において作成した宣伝媒体で広告し、通信手段により会員	盟店が自己の負担と責任において作成した宣伝媒体で広告し、通信手段によ	
から申し込みを受け付ける信用販売(クレジットカード等購入あっせんに係	り会員から申し込みを受け付ける信用販売(クレジットカード等購入あっせ	
る販売または役務提供)取引をいいます。	んに係る販売または役務提供)取引をいいます。	
12. 「CCT 等の端末機」とは <u>当社</u> と通信販売加盟店をオンラインで結ぶ信用	12. 「CCT 等の端末機」とはダイナースと通信販売加盟店をオンラインで結	
照会端末のことをいいます。	ぶ信用照会端末のことをいいます。	
13. 「セキュリティガイドライン」とは、クレジット取引セキュリティ対策協	13. 「実行計画」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「ク	変更
議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(名称が変	レジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」(名	(名称の更
更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止	称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽	新。以下同じ)
対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店が遵守すること	造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、通信販売加盟店	
が求められる事項をとりまとめた基準として当該ガイドラインに相当するも	等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画	
<u>のを含みます。)の、</u> その時々における最新のものをいいます。	に相当するものを含みます。)であって、その時々における最新のものをいい	
	ます。	
第3条(通信販売にかかわる広告)	第3条(通信販売にかかわる広告)	
2. 通信販売加盟店は、広告にあたり次の事項を遵守するものとします。	2. 通信販売加盟店は、広告にあたり次の事項を遵守するものとします。	
(4)次の事項について表示すること	(4)次の事項について表示すること	
⑩その他、 <u>当社</u> が必要と認めた事項	⑩その他、 <u>ダイナース</u> が必要と認めた事項	
3. 通信販売加盟店の宣伝媒体はすべて本規約の対象とし、通信販売加盟店は、それ	3. 通信販売加盟店の宣伝媒体はすべて本規約の対象とし、通信販売加盟店は、それ	
ぞれの媒体にカードによる支払いができる旨を明示するものとします。また、通	ぞれの媒体にカードによる支払いができる旨を明示するものとします。また、通	
信販売加盟店は、 <u>当社</u> よりカードの利用または販売促進に係る明示等の要請を	信販売加盟店は、 <u>ダイナース</u> よりカードの利用または販売促進に係る明示等の	

新規約	旧規約	備考
受けた時は、これに協力するものとします。	要請を受けた時は、これに協力するものとします。	
第4条(取扱商品)	第4条(取扱商品)	
1. 通信販売加盟店は、通信販売における商品の内容について、原則として事前に	1. 通信販売加盟店は、通信販売における商品の内容について、原則として事前に	
当社に通知し、当社の承認を得るものとします	ダイナースに通知し、ダイナースの承認を得るものとします。	

2. 通信販売加盟店は、次の商品を通信販売加盟店契約において取り扱わないもの とします。

(5)その他、当社が指定したもの、または不適当と判断したもの

- 3. 加盟店は、当社から商品等の販売または提供を行うための許認可証の請求があ った場合、速やかにその資料を提出するものとします。
- 4. 通信販売加盟店は、原則として商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数 券およびその他有価証券等の換金性の高い商品の取り扱いはできないものと します。ただし、当社が個別に承諾した場合はこの限りではありません。
- 5. 通信販売加盟店は、コンピュータ関連ソフトウェア等のオンライン通信による ダウンロード等、商品の配送を伴わない商品を取り扱う場合は、事前に当社が 認めた所定の方法により通信販売を行うものとします。

#### 第5条(通信販売における支払方法)

1. 通信販売加盟店が通信販売において取り扱うことのできる信用販売の種類は、 会員の支払方式の別により、一回払い販売・リボルビング払い販売・ボーナス 一括払い販売のうち、当社が認めたものに限定するものとします。

## 第6条(通信販売の方法)

2. 申込書が会員により作成され、通信販売加盟店に到着した場合、会員の申し出 に基づき通信販売加盟店により作成された場合もしくは電子商取引において

2. 通信販売加盟店は、次の商品を通信販売加盟店契約において取り扱わないもの とします。

(5)その他、ダイナースが指定したもの、または不適当と判断したもの

- 3. 加盟店は、ダイナースから商品等の販売または提供を行うための許認可証の請 求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
- 4. 通信販売加盟店は、原則として商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数 券およびその他有価証券等の換金性の高い商品の取り扱いはできないものと します。ただし、ダイナースが個別に承諾した場合はこの限りではありません。
- 5. 通信販売加盟店は、コンピュータ関連ソフトウェア等のオンライン通信による ダウンロード等、商品の配送を伴わない商品を取り扱う場合は、事前にダイナ ースが認めた所定の方法により通信販売を行うものとします。

#### 第5条(通信販売における支払方法)

1. 通信販売加盟店が通信販売において取り扱うことのできる信用販売の種類は、 会員の支払方式の別により、一回払い販売・リボルビング払い販売・ボーナス 一括払い販売のうち、ダイナースが認めたものに限定するものとします。

## 第6条(通信販売の方法)

2. 申込書が会員により作成され、通信販売加盟店に到着した場合、会員の申し出 に基づき通信販売加盟店により作成された場合もしくは電子商取引において

オンライン通信により会員から商品購入に関する申し込みを受け付けた場合 には、会員による商品の申し込みがあったものとみなします。ただし、通信販 売加盟店は、電子商取引においてオンライン通信により会員から商品購入に関 する申し込みを受け付ける場合には、申込者が会員本人であるか否かを認証す る手続をおこない、カード番号等の会員情報および注文に関する情報を暗号化 する等のセキュリティ確保措置・運用方法等について、事前に当社の承認を得 るものとします。

- 3. 通信販売加盟店は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準 に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の各号に掲げる事項を確認しなけ ればなりません。この場合において、通信販売加盟店は、セキュリティガイド ラインに掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じてこれを行うものと します。
- 4. 通信販売加盟店が前項の確認のために講じるセキュリティガイドラインに掲 げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様は、通信販売加 盟店においてカード番号等の非通過型による非保持化、PCIDSS 準拠、カード 番号等のトークナイゼーション (通信販売加盟店内では復元されない仕組み) 等による非保持化とします。
- 5. 前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由 により、当該方法または態様による措置がセキュリティガイドラインに掲げら れた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正 利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法ま たは態様の変更を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応ずるものとし ます。
- 7. 通信販売加盟店は、原則として商品名・数量・価格・送料・税額・代金支払方 法、その他割賦販売法第30条の2の3第5項または同条第6項およびそれら

オンライン通信により会員から商品購入に関する申し込みを受け付けた場合 には、会員による商品の申し込みがあったものとみなします。ただし、通信販 売加盟店は、電子商取引においてオンライン通信により会員から商品購入に関 する申し込みを受け付ける場合には、申込者が会員本人であるか否かを認証す る手続をおこない、カード番号等の会員情報および注文に関する情報を暗号化 する等のセキュリティ確保措置・運用方法等について、事前にダイナースの承 認を得るものとします。

- 3. 通信販売加盟店は、信用販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準 に従い、善良なる管理者の注意をもって、次の各号に掲げる事項を確認しなけ ればなりません。この場合において、通信販売加盟店は、実行計画に掲げられ た措置またはこれと同等の措置を講じてこれを行うものとします。
- 4. 通信販売加盟店が前項の確認のために講じる実行計画に掲げられた措置また はこれと同等の措置の具体的方法および態様は、通信販売加盟店においてカー ド番号等の非通過型による非保持化、PCIDSS 準拠、カード番号等のトークナ イゼーション (通信販売加盟店内では復元されない仕組み)等による非保持化 とします。
- 5. 前項の規定にかかわらず、ダイナースは、技術の発展、社会環境の変化その他 の事由により、当該方法または態様による措置が実行計画に掲げられた措置ま たはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止 するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の 変更を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応ずるものとします。
- 7. 通信販売加盟店は、原則として商品名・数量・価格・送料・税額・代金支払方 法、その他割賦販売法第 30 条の2の3第4項に定める事項等を記載した書 | 変更

新規約	旧規約	備考
の施行規則に定める事項等を記載した書面(割賦販売法により認められる場合	<u>面</u> を遅滞なく会員に交付するものとします。	
<u>には電磁的データ)</u> を遅滞なく会員に交付するものとします。		
10. 通信販売加盟店は、 <u>当社</u> 所定の方法により通信販売を行うものとし、また、売	10. 通信販売加盟店は、ダイナース所定の方法により通信販売を行うものとし、ま	
上データは通信販売加盟店の責任において保管し、他に譲渡はできないものと	た、売上データは通信販売加盟店の責任において保管し、他に譲渡はできない	
します。	ものとします。	
13. 通信販売加盟店は、当社が別途承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業	13. 通信販売加盟店は、ダイナースが別途承諾した場合を除き、本規約に基づいて	
務を第三者に委託できないものとします。	行う業務を第三者に委託できないものとします。	
14. <u>当社</u> は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、通信販売加盟店の承	14. ダイナースは、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、通信販売加盟	
諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。	店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。	
15. 通信販売加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯	15. 通信販売加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯	
罪による収益の移転防止に関する法律、個人情報の保護に関する法律(以下「個	罪による収益の移転防止に関する法律等の関係諸法令を遵守して、通信販売を	追加
人情報保護法」といいます。)、資金決済に関する法律、等の関係諸法令を遵守	行うものとします。	
して、通信販売を行うものとします。	16. 通信販売加盟店は、不動産や各種会員権等の権利性商品および役務を取扱う場	
16. 通信販売加盟店は、不動産や各種会員権等の権利性商品および役務を取扱う場	合はダイナースの事前の承諾を得るものとします。また、当該商品および役務	
合は当社の事前の承諾を得るものとします。また、当該商品および役務の信用	の信用販売を行う場合は会員と権利名義人は同一である事を必要とします。た	
販売を行う場合は会員と権利名義人は同一である事を必要とします。ただし、	だし、 <u>ダイナース</u> が個別に承諾した場合はこの限りではありません。	
<u>当社</u> が個別に承諾した場合はこの限りではありません。		
第7条(事前承認の義務)	第7条(事前承認の義務)	
1. 通信販売加盟店は、会員より通信販売の申し込みがあった場合は、原則として	1. 通信販売加盟店は、会員より通信販売の申し込みがあった場合は、原則として	
その全件について事前に <u>当社</u> 所定の方法により会員の支払方法を通知のうえ、	その全件について事前に <u>ダイナース</u> 所定の方法により会員の支払方法を通知	
<u>当社</u> に承認を求めるものとし、承認を得た場合は、売上票に <u>当社</u> が通知する承	のうえ、 <u>ダイナース</u> に承認を求めるものとし、承認を得た場合は、売上票に <u>ダ</u>	
認番号を付記するものとします。	<u>イナース</u> が通知する承認番号を付記するものとします。	
2. <u>当社</u> が認めた CCT 等の端末機を設置した場合は、その使用規約ならびに取	2. <u>ダイナース</u> が認めた CCT 等の端末機を設置した場合は、その使用規約なら	
扱運用事項等に基づき通信販売を行うものとし、全ての通信販売においてカー	びに取扱運用事項等に基づき通信販売を行うものとし、全ての通信販売におい	

新規約	旧規約	備考
木川大見ボソ		加州

ド番号等の有効性を確認し、通信販売の承認を得るものとします。

3. 通信販売の承認については、<u>当社</u>の判断により拒否する場合があるものとします。

## 第 10 条 (商品の発送・提供)

- 2. 通信販売加盟店は、商品の発送もしくは提供の遅延や品切れ等が生じた場合、<u>当</u> <u>社</u>が認めた所定の方法により速やかに当該会員に連絡を行い、商品の引き渡し 時期等を通知するものとします。
- 4. 通信販売加盟店がソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、<u>当社</u>が第 4 条第 5 項の販売方法と会員の承諾をもって商品の発送もしくは提供とみなす ものとします。

## 第 11 条 (カードの不正利用、調査等)

- 1. <u>当社</u>は、通信販売において不正利用がなされた場合には、通信販売加盟店に対して必要に応じていつでも再発防止のために必要な調査の協力を求めることができるものとし、通信販売加盟店は、その求めに速やかに応じるものとします。
- 2. 通信販売加盟店は、通信販売において不正利用がなされた場合には、直ちにその旨を<u>当社</u>に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果に基づき、 是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケ ジュールを報告し実施しなければならないものとします。また、通信販売加盟 店は必要に応じて<u>当社</u>から指示があった場合もしくは通信販売加盟店が必要 と判断した場合には、通信販売加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対 する被害届を提出するものとします。
- 3. 通信販売加盟店は、当社からカード番号等の取扱に関する資料の請求があった

てカード番号等の有効性を確認し、通信販売の承認を得るものとします。

3. 通信販売の承認については、<u>ダイナース</u>の判断により拒否する場合があるもの とします。

## 第 10 条 (商品の発送・提供)

- 2. 通信販売加盟店は、商品の発送もしくは提供の遅延や品切れ等が生じた場合、<u>ダイナース</u>が認めた所定の方法により速やかに当該会員に連絡を行い、商品の引き渡し時期等を通知するものとします。
- 4. 通信販売加盟店がソフトウェアのダウンロード販売を行う場合は、<u>ダイナース</u>が第 4 条第 5 項の販売方法と会員の承諾をもって商品の発送もしくは提供と みなすものとします。

## 第 11 条 (カードの不正利用、調査等)

- 1. <u>ダイナース</u>は、通信販売において不正利用がなされた場合には、通信販売加盟 店に対して必要に応じていつでも再発防止のために必要な調査の協力を求め ることができるものとし、通信販売加盟店は、その求めに速やかに応じるもの とします。
- 2. 通信販売加盟店は、通信販売において不正利用がなされた場合には、直ちにその旨を<u>ダイナース</u>に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果に基づき、是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告し実施しなければならないものとします。また、通信販売加盟店は必要に応じて<u>ダイナース</u>から指示があった場合もしくは通信販売加盟店が必要と判断した場合には、通信販売加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。
- 3. 通信販売加盟店は、ダイナースからカード番号等の取扱に関する資料の請求が

新規約	旧規約	備考
場合、速やかにその資料を提出するものとします。	あった場合、速やかにその資料を提出するものとします。	
4. 通信販売加盟店は、当社より決算書等の提出の要請を受けたときは、速やかに	4. 通信販売加盟店は、ダイナースより決算書等の提出の要請を受けたときは、速	
<u>当社</u> が指定する資料を提出するものとします。	やかにダイナースが指定する資料を提出するものとします。	
5. <u>当社</u> は、通信販売加盟店の行う通信販売が本規約に基づく通信販売として不適	5. ダイナースは、通信販売加盟店の行う通信販売が本規約に基づく通信販売とし	
当であると判断した場合は、通信販売加盟店に対し取扱商品、広告表現および	て不適当であると判断した場合は、通信販売加盟店に対し取扱商品、広告表現	
通信販売方法等の変更もしくは改善または通信販売等の中止を求めることが	および通信販売方法等の変更もしくは改善または通信販売等の中止を求める	
できるものとします。	ことができるものとします。	
7. 通信販売加盟店は、紛失、盗難、偽造、変造されたカード、または第三者によ	7. 通信販売加盟店は、紛失、盗難、偽造、変造されたカード、または第三者によ	
るカードやカード番号等の悪用等に起因する売上が発生した、もしくは発生し	るカードやカード番号等の悪用等に起因する売上が発生した、もしくは発生し	
た疑いがある場合、第 7 条に定める承認番号取得後であっても、 <u>当社</u> から商	た疑いがある場合、第 7 条に定める承認番号取得後であっても、ダイナース	
品の発送保留や停止の協力を求められた場合には、これに従うものとします。	から商品の発送保留や停止の協力を求められた場合には、これに従うものとし	
	ます。	
8. 通信販売加盟店は、商品を販売する会員向けオンラインサイトにおいて、ログ		
イン時に ID 及びパスワードだけでなく多段階認証または多要素認証を行うこ		追加
ととします。		
9. 通信販売加盟店は、前項の対応を行わずに通信販売を行った場合、第 7 条に		
定める承認番号取得後であっても第三者による不正利用であることが判明し		追加
た場合には、通信販売加盟店が該当代金全額について一切の責任を負うものと		
<u>します。</u>		
第 12 条 (売上データの授受)	第 12 条 (売上データの授受)	
1. 通信販売加盟店は、通信販売における売上票を、 <u>当社</u> が認めた所定の方法によ	1. 通信販売加盟店は、通信販売における売上票を、 <u>ダイナース</u> が認めた所定の方	
り、支払い方法別に区分し、各々集計のうえ <u>当社</u> に届けるものとします。	法により、支払い方法別に区分し、各々集計のうえ <u>ダイナース</u> に届けるものと	
	します。	
2. 通信販売加盟店は、 <u>当社</u> が認めた場合、前項の売上票に代え次のいずれかの方	2. 通信販売加盟店は、ダイナースが認めた場合、前項の売上票に代え次のいずれ	

法により売上データを提出するものとします。この場合通信販売加盟店は、<u>当</u> 社が別に定める付属規約、条件、または手続きに従うものとします。

- (1) <u>当社</u>が認めた CCT 等の端末機、情報処理センターが提供するデータ伝送サービスおよび<u>当社</u>と通信販売加盟店とのコンピュータシステム間で行うオンラインギャザリングシステムによる伝送などのオンラインシステムによる方法
- (2) その他当社が指定した方法
- 3. 通信販売加盟店は、商品の発送もしくは提供後2年間、当該商品に係る会員の申込書および会員の商品受領書または商品の発送もしくは提供を証する書面等を保管するものとし、当該期間中当社は、いつでもそれらを閲覧またはそれらの交付を通信販売加盟店に対し請求することができるものとします。

## 第 13 条 (債権譲渡)

- 1. 通信販売加盟店は、本規約に基づく通信販売によって会員に対して取得した債権を、当社に譲渡し、当社は、これを譲り受けるものとします。
- 2. 前項の債権譲渡は、売上票が<u>当社</u>に到着したとき、その効力が発生するものと します。

## 第 14 条 (割引料)

- 1. 通信販売加盟店が<u>当社</u>に支払う債権譲渡に係る割引料は、1回の通信販売ごとに通信販売代金に対して<u>当社</u>が定めた別途通知する割引料率を乗じた金額とし、円未満を四捨五入するものとします。
- 2. なお、前項について、<u>当社</u>が特別に認めた場合については、この限りではない ものとします。

かの方法により売上データを提出するものとします。この場合通信販売加盟店は、<u>ダイナース</u>が別に定める付属規約、条件、または手続きに従うものとします。

- (1) <u>ダイナース</u>が認めた CCT 等の端末機、情報処理センターが提供するデータ伝送サービスおよび<u>ダイナース</u>と通信販売加盟店とのコンピュータシステム間で行うオンラインギャザリングシステムによる伝送などのオンラインシステムによる方法
- (2) その他ダイナースが指定した方法
- 3. 通信販売加盟店は、商品の発送もしくは提供後2年間、当該商品に係る会員の申込書および会員の商品受領書または商品の発送もしくは提供を証する書面等を保管するものとし、当該期間中<u>ダイナース</u>は、いつでもそれらを閲覧またはそれらの交付を通信販売加盟店に対し請求することができるものとします。

## 第 13 条 (債権譲渡)

- 1. 通信販売加盟店は、本規約に基づく通信販売によって会員に対して取得した債権を、ダイナースに譲渡し、ダイナースは、これを譲り受けるものとします。
- 2. 前項の債権譲渡は、売上票が<u>ダイナース</u>に到着したとき、その効力が発生する ものとします。

## 第 14 条 (割引料)

- 1. 通信販売加盟店が<u>ダイナース</u>に支払う債権譲渡に係る割引料は、1 回の通信販売ごとに通信販売代金に対して<u>ダイナース</u>が定めた別途通知する割引料率を乗じた金額とし、円未満を四捨五入するものとします。
- 2. なお、前項について、<u>ダイナース</u>が特別に認めた場合については、この限りではないものとします。

## 第 15 条 (債権譲渡対価の精算)

- 1. <u>当社</u>は、別表に定める支払日に、前条に定める割引料を差し引いた金額(以下 「債権譲渡対価」といいます。)をあらかじめ通信販売加盟店が指定した金融 機関預金口座あて振り込むものとします。なお、当該日が土曜、日曜、祝日等 <u>当社</u>の営業日でない場合は、その前営業日とします。また、振込手続日が金融 機関休業日にあたる場合もその前営業日とします。
- 2. なお、前項について、<u>当社</u>が特別に認めた場合については、この限りではない ものとします。
- 3. <u>当社</u>の通信販売加盟店に対する債権譲渡対価は、<u>当社</u>が直接支払うか、または <u>当社</u>が指定し、事前に通信販売加盟店に通知した<u>当社</u>所定の会社が立替払いを するものとします。

## 第 16 条 (通信販売の取消し)

- 1. 通信販売加盟店は、会員から商品の返品があった場合には、<u>当社</u>が認めた所定 の方法により当該債権譲渡の取消し処理を行うものとします。
- 2. 通信販売加盟店は、前項により債権譲渡を取り消した当該債権譲渡対価を既に受領している場合には、<u>当社</u>に対し直ちにこれを返還するものとします。また、 <u>当社</u>は当該債権譲渡対価を次回以降の通信販売加盟店に対して支払う債権譲 渡対価から差し引けるものとします。

#### 第 17 条 (商品の所有権)

1. 通信販売加盟店が、会員に通信販売を行った商品の所有権は、当該債権が<u>当社</u> に譲渡されたときに当社に移転するものとします。ただし、前条に定める債権 譲渡の取消しまたは第 20 条に定める債権譲渡の解除がなされた場合、当該

## 第 15 条 (債権譲渡対価の精算)

- 1. <u>ダイナース</u>は、別表に定める支払日に、前条に定める割引料を差し引いた金額 (以下「債権譲渡対価」といいます。)をあらかじめ通信販売加盟店が指定した金融機関預金口座あて振り込むものとします。なお、当該日が土曜、日曜、祝日等<u>ダイナース</u>の営業日でない場合は、その前営業日とします。また、振込手続日が金融機関休業日にあたる場合もその前営業日とします。
- 2. なお、前項について、<u>ダイナース</u>が特別に認めた場合については、この限りではないものとします。
- 3. <u>ダイナース</u>の通信販売加盟店に対する債権譲渡対価は、<u>ダイナース</u>が直接支払 うか、または<u>ダイナース</u>が指定し、事前に通信販売加盟店に通知した<u>ダイナー</u> ス所定の会社が立替払いをするものとします。

#### 第 16 条 (通信販売の取消し)

- 1. 通信販売加盟店は、会員から商品の返品があった場合には、<u>ダイナース</u>が認め た所定の方法により当該債権譲渡の取消し処理を行うものとします。
- 2. 通信販売加盟店は、前項により債権譲渡を取り消した当該債権譲渡対価を既に受領している場合には、ダイナースに対し直ちにこれを返還するものとします。また、ダイナースは当該債権譲渡対価を次回以降の通信販売加盟店に対して支払う債権譲渡対価から差し引けるものとします。

#### 第 17 条 (商品の所有権)

1. 通信販売加盟店が、会員に通信販売を行った商品の所有権は、当該債権が<u>ダイナース</u>に譲渡されたときに<u>ダイナース</u>に移転するものとします。ただし、前条に定める債権譲渡の取消しまたは第 20 条に定める債権譲渡の解除がなされ

備考

債権にかかわる商品等の所有権は、債権譲渡対価が未払いのときは直ちに、支 払い済みのときは通信販売加盟店が当該譲渡対価を<u>当社</u>に返還したときに、通 信販売加盟店に戻るものとします。

- 2. 通信販売加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って通信販売を行った場合であっても、<u>当社</u>が通信販売加盟店に対し当該債権に関する債権譲渡対価を支払った場合には、通信販売を行った商品の所有権は<u>当社</u>に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。
- 3. 通信販売を行った商品の所有権が通信販売加盟店に属する場合でも、<u>当社</u>は必要があるときは、通信販売加盟店に代って商品を回収することができるものとします。

## 第 18 条 (会員との紛議)

- 1. 規約に基づき通信販売された商品について、瑕疵・破損・数量不足・遅延・未着・返品・中途解約の申し出等、会員からの苦情があった場合または権利者の商標権・意匠権等の侵害による苦情等、商品自体に関する苦情があった場合、会員、関係省庁その他の行政機関等から第 6 条第 15 項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、通信販売加盟店は、全責任をもって速やかに問題を解決し、当社に一切の迷惑をかけないものとします。また、当社が必要と認める場合は、当社が通信販売加盟店に対し適宜指示ができるものとし、通信販売加盟店は、その指示に従わなければならないものとします。
- 2. 通信販売加盟店は、会員がリボルビング払い販売およびボーナス一括払い販売 において<u>当社</u>に対するカード利用代金債務について割賦販売法に基づく支払 停止の抗弁を会員が主張した場合は、次の各号に定める方法により処理するも

た場合、当該債権にかかわる商品等の所有権は、債権譲渡対価が未払いのとき は直ちに、支払い済みのときは通信販売加盟店が当該譲渡対価を<u>ダイナース</u>に 返還したときに、通信販売加盟店に戻るものとします。

- 2. 通信販売加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って通信販売を行った場合であっても、<u>ダイナース</u>が通信販売加盟店に対し当該債権に関する債権譲渡対価を支払った場合には、通信販売を行った商品の所有権は<u>ダイナース</u>に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。
- 3. 通信販売を行った商品の所有権が通信販売加盟店に属する場合でも、<u>ダイナー</u> <u>ス</u>は必要があるときは、通信販売加盟店に代って商品を回収することができる ものとします。

## 第 18 条 (会員との紛議)

- 1. 規約に基づき通信販売された商品について、瑕疵・破損・数量不足・遅延・未着・返品・中途解約の申し出等、会員からの苦情があった場合または権利者の商標権・意匠権等の侵害による苦情等、商品自体に関する苦情があった場合、会員、関係省庁その他の行政機関等から第 6 条第 15 項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、通信販売加盟店は、全責任をもって速やかに問題を解決し、ダイナースに一切の迷惑をかけないものとします。また、ダイナースが必要と認める場合は、ダイナースが通信販売加盟店に対し適宜指示ができるものとし、通信販売加盟店は、その指示に従わなければならないものとします。
- 2. 通信販売加盟店は、会員がリボルビング払い販売およびボーナス一括払い販売 において<u>ダイナース</u>に対するカード利用代金債務について割賦販売法に基づ く支払停止の抗弁を会員が主張した場合は、次の各号に定める方法により処理

のとします。

- (1) 通信販売加盟店は、<u>当社</u>が会員から支払停止の抗弁の主張を受けた場合 は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
- (2) 会員からの支払停止の抗弁の主張が、<u>当社</u>の通信販売加盟店に対する債権譲渡対価支払いの前になされたものである場合は、<u>当社</u>は、当該抗弁の事由が解消されるまでの間、一時当該債権譲渡対価支払いを停止することができるものとし、当該債権譲渡対価支払いの後になされた場合には、通信販売加盟店は<u>当社</u>からの請求があり次第、直ちに当該債権譲渡対価相当額を保証金として<u>当社</u>に差し入れるものとします。なお、保証金に利息は付さないものとします。
- (3) 前号の保証金は当該抗弁事由が解消した場合は、<u>当社</u>から通信販売加盟 店に返還されるものとします。ただし、会員の主張に抗弁事由がある場合 には、<u>当社</u>の当該債権譲渡対価支払いの義務は消滅し、当該保証金を通信 販売加盟店の当該債権譲渡対価返還債務に充当することができるものと します。

## 第 19 条 (通信販売加盟店の注意義務・消費者保護責任等)

- 1. 通信販売加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込者に対して通信販売を行わないものとし、直ちに<u>当社</u>に連絡のうえ、その指示に従うものとします。
  - (1) 当社から無効を通知されたカード番号等にて申込を受けた場合
- 2. 万一、通信販売加盟店が前項に違反して通信販売を行った場合は、<u>当社</u>は、当 該債権譲渡対価の支払いを保留または拒絶することができるものとします。ま た、<u>当社</u>が当該債権譲渡対価を通信販売加盟店に支払い済みの場合は、返還を 求めることができるものとします。

するものとします。

- (1) 通信販売加盟店は、<u>ダイナース</u>が会員から支払停止の抗弁の主張を受けた場合は、直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
- (2) 会員からの支払停止の抗弁の主張が、<u>ダイナース</u>の通信販売加盟店に対する債権譲渡対価支払いの前になされたものである場合は、<u>ダイナース</u>は、当該抗弁の事由が解消されるまでの間、一時当該債権譲渡対価支払いを停止することができるものとし、当該債権譲渡対価支払いの後になされた場合には、通信販売加盟店は<u>ダイナース</u>からの請求があり次第、直ちに当該債権譲渡対価相当額を保証金として<u>ダイナース</u>に差し入れるものとします。なお、保証金に利息は付さないものとします。
- (3) 前号の保証金は当該抗弁事由が解消した場合は、<u>ダイナース</u>から通信販売加盟店に返還されるものとします。ただし、会員の主張に抗弁事由がある場合には、<u>ダイナース</u>の当該債権譲渡対価支払いの義務は消滅し、当該保証金を通信販売加盟店の当該債権譲渡対価返還債務に充当することができるものとします。

## 第 19 条 (通信販売加盟店の注意義務・消費者保護責任等)

- 1. 通信販売加盟店は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込者に対して通信販売を行わないものとし、直ちに<u>ダイナース</u>に連絡のうえ、その指示に従うものとします。
  - (1) <u>ダイナース</u>から無効を通知されたカード番号等にて申込を受けた場合
- 2. 万一、通信販売加盟店が前項に違反して通信販売を行った場合は、<u>ダイナース</u>は、当該債権譲渡対価の支払いを保留または拒絶することができるものとします。また、<u>ダイナース</u>が当該債権譲渡対価を通信販売加盟店に支払い済みの場合は、返還を求めることができるものとします。

 通信販売加盟店は、オンライン通信による通信販売の申し込みの受付に際し、 消費者保護の観点から、次の対応・措置を講じるものとします。
 (4)その他、当社が必要と認めた事項

## 第 20 条 (債権譲渡の保留、拒絶および解除)

- 1. <u>当社</u>において、次の各号のいずれかに定める事由が判明した場合、<u>当社</u>は、通信販売加盟店に対する当該債権譲渡対価の支払いを保留または拒絶することができるものとし、かかる事由が判明した後、2週間を経過してなお不備、不審な点が解決されない場合は、債権譲渡契約を解除できるものとします。一方、調査が完了し、<u>当社</u>が債権譲渡対価の支払いを相当と認めた場合には、<u>当社</u>は通信販売加盟店に債権譲渡対価を支払うものとします。なお、この場合には、<u>当社</u>は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、本条の規定は、<u>当社</u>の通信販売加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないとします。
  - (4) 通信販売加盟店が発送すべき商品が未着・紛失・盗難等、<u>当社</u>および会員 の責によらず会員に到着しなかった場合
  - (12) 通信販売加盟店(代表者および関係者を含む)が保有するカード等を使用して、本規約にかかる信用販売(自らが発行を受けたカードを、自らの通信販売加盟店において用いる場合を含む)を行った場合であって、<u>当社</u>が不適当と判断した場合
  - (14) 通信販売加盟店が行った信用販売について、不正利用がなされた場合。ただし、通信販売加盟店が第 6 条第 3 項に定める確認を講じていた場合、または、通信販売加盟店と<u>当社</u>間で別途合意した不正利用防止措置を講じていた場合にはこの限りではない。

 通信販売加盟店は、オンライン通信による通信販売の申し込みの受付に際し、 消費者保護の観点から、次の対応・措置を講じるものとします。
 (4)その他、ダイナースが必要と認めた事項

## 第 20 条 (債権譲渡の保留、拒絶および解除)

- 1. <u>ダイナース</u>において、次の各号のいずれかに定める事由が判明した場合、<u>ダイナース</u>は、通信販売加盟店に対する当該債権譲渡対価の支払いを保留または拒絶することができるものとし、かかる事由が判明した後、2週間を経過してなお不備、不審な点が解決されない場合は、債権譲渡契約を解除できるものとします。一方、調査が完了し、<u>ダイナース</u>が債権譲渡対価の支払いを相当と認めた場合には、<u>ダイナース</u>は通信販売加盟店に債権譲渡対価を支払うものとします。なお、この場合には、<u>ダイナース</u>は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。また、本条の規定は、<u>ダイナース</u>の通信販売加盟店に対する損害賠償請求またはその範囲を制限するものと解してはならないとします。
  - (4) 通信販売加盟店が発送すべき商品が未着・紛失・盗難等、<u>ダイナース</u>および会員の責によらず会員に到着しなかった場合
  - (12) 通信販売加盟店(代表者および関係者を含む)が保有するカード等を使用して、本規約にかかる信用販売(自らが発行を受けたカードを、自らの通信販売加盟店において用いる場合を含む)を行った場合であって、<u>ダイナースが不適当と判断した場合</u>
  - (14) 通信販売加盟店が行った信用販売について、不正利用がなされた場合。ただし、通信販売加盟店が第 6 条第 3 項に定める確認を講じていた場合、または、通信販売加盟店と<u>ダイナース</u>間で別途合意した不正利用防止措置を講じていた場合にはこの限りではない。

2. <u>当社</u>が前項の定めにより債権譲渡契約を解除した場合、当該債権譲渡対価を支払い済みの場合には、通信販売加盟店は、<u>当社</u>に対し当該債権譲渡対価を直ちに返還するものとし、また、通信販売加盟店に対して次回以降に支払うべき債権譲渡対価がある場合にはこの債権譲渡対価と相殺できるものとします。

2. <u>ダイナース</u>が前項の定めにより債権譲渡契約を解除した場合、当該債権譲渡対価を支払い済みの場合には、通信販売加盟店は、<u>ダイナース</u>に対し当該債権譲渡対価を直ちに返還するものとし、また、通信販売加盟店に対して次回以降に支払うべき債権譲渡対価がある場合にはこの債権譲渡対価と相殺できるものとします。

### 第 21 条 (差押等の場合の処理)

債権譲渡対価の差押、仮差押または租税滞納処分等があった場合、<u>当社</u>は当該債権 譲渡対価を<u>当社</u>所定の手続に従って処理するものとし、<u>当社</u>は当該手続による限り 遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第 22 条 (情報管理・守秘義務)

- 1. 通信販売加盟店は、本規約に基づいて知り得たカード番号等、その他のカードおよび会員に付帯する情報(会員の個人情報を含む)、ならびに割引料率を含む当社の営業上の機密を、機密情報(以下「機密情報」といいます。)として管理し、他に漏洩、開示、滅失、毀損(以下「漏洩等」といいます。)したり、または本規約に定める通信販売の実施に必要がある場合、その他正当な理由がある場合を除き取り扱ってはならないものとします。
- 3. 通信販売加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、セキュリティガイドラ インに掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じなければならないもの とします。
- 4. 通信販売加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じるセキュリティガイドラインに掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様(通信販売加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じるセキュ

## 第 21 条 (差押等の場合の処理)

債権譲渡対価の差押、仮差押または租税滞納処分等があった場合、<u>ダイナース</u>は当 該債権譲渡対価を<u>ダイナース</u>所定の手続に従って処理するものとし、<u>ダイナース</u>は 当該手続による限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第 22 条 (情報管理・守秘義務)

- 1. 通信販売加盟店は、本規約に基づいて知り得たカード番号等、その他のカードおよび会員に付帯する情報(会員の個人情報を含む)、ならびに割引料率を含む<u>ダイナース</u>の営業上の機密を、機密情報(以下「機密情報」といいます。)として管理し、他に漏洩、開示、滅失、毀損(以下「漏洩等」といいます。)したり、または本規約に定める通信販売の実施に必要がある場合、その他正当な理由がある場合を除き取り扱ってはならないものとします。
- 3. 通信販売加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、<u>実行計画</u>に掲げられた 措置またはこれと同等の措置を講じなければならないものとします。
- 4. 通信販売加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる<u>実行計画</u>に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様(通信販売加盟店が第三者にカード番号等の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた

新規約	旧規約	備考
<u>リティガイドライン</u> に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法	措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様を含みます。)は、通信	
および態様を含みます。)は、通信販売加盟店においてカード番号等の非通過	販売加盟店においてカード番号等の非通過型による非保持化、PCIDSS 準拠、	
型による非保持化、PCIDSS 準拠、カード番号等のトークナイゼーション (通	カード番号等のトークナイゼーション(通信販売加盟店内では復元されない仕	
信販売加盟店内では復元されない仕組み)等による非保持化とします。	組み)等による非保持化とします。	
5. 前項の規定にかかわらず、 <u>当社</u> は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由	5. 前項の規定にかかわらず、 <u>ダイナース</u> は、技術の発展、社会環境の変化その他	
により、当該方法または態様による措置が <u>セキュリティガイドライン</u> に掲げら	の事由により、当該方法または態様による措置が <u>実行計画</u> に掲げられた措置ま	
れた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カー	たはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の	
ド番号等の漏洩等の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて	漏洩等の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法ま	
当該方法または態様の変更を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応ず	たは態様の変更を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応ずるものとし	
るものとします。	ます。	
7. 通信販売加盟店は、個人情報保護法および関連するガイドラインの定めるとこ	7. 通信販売加盟店は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」と	変更(略称に
ろに従って、会員の個人情報を取り扱うものとし、会員から個人情報を取得す	いいます。)および関連するガイドラインの定めるところに従って、会員の個	変更)
る場合は、利用目的を明示するものとします。	人情報を取り扱うものとし、会員から個人情報を取得する場合は、利用目的を	
	明示するものとします。	
11. 本条第 9 項柱書の場合には、直ちにその旨を <u>当社</u> に対して報告すると共に、	11. 本条第 9 項柱書の場合には、直ちにその旨を <u>ダイナース</u> に対して報告すると	
遅滞なく、本条第 9 項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければ	共に、遅滞なく、本条第 9 項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しな	
ならないものとします。	ければならないものとします。	
(5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって <u>当社</u> が求める事項	(5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって <u>ダイナース</u> が求める事項	
12. 通信販売加盟店または業務代行者の保有する機密情報が漏えい、滅失または毀	12. 通信販売加盟店または業務代行者の保有する機密情報が漏えい、滅失または毀	
損した場合であって、通信販売加盟店が遅滞なく本条第9項第 4 号の措置を	損した場合であって、通信販売加盟店が遅滞なく本条第9項第 4 号の措置を	
とらない場合には、 <u>当社</u> は、事前に通信販売加盟店の同意を得ることなく、自	とらない場合には、 <u>ダイナース</u> は、事前に通信販売加盟店の同意を得ることな	
らその事実を公表しまたは漏洩等したカード番号等に係る会員に対して通知	く、自らその事実を公表しまたは漏洩等したカード番号等に係る会員に対して	
することができるものとします。	通知することができるものとします。	
13. 通信販売加盟店あるいは業務代行者の責に帰すべき事由により、 <u>当社</u> に機密情	13. 通信販売加盟店あるいは業務代行者の責に帰すべき事由により、ダイナースに	
報に関する漏洩等による損害が発生した場合には、 <u>当社</u> は通信販売加盟店に対	機密情報に関する漏洩等による損害が発生した場合には、 <u>ダイナース</u> は通信販	

新規約	旧規約	備考
しその損害の賠償を請求することができるものとし、業務代行者に対してもそ	売加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとし、業務代行者	
の損害の賠償を請求することができるものとします。	に対してもその損害の賠償を請求することができるものとします。	
14. 通信販売加盟店は、 <u>当社</u> が、機密情報(ただし個人情報を除く)のうち「通信	14. 通信販売加盟店は、ダイナースが、機密情報(ただし個人情報を除く)のうち	
販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項」第 1 条第 1 項 (1) (3) (4) の	「通信販売加盟店情報取り扱いに関する同意条項」第 1 条第 1 項 (1) (3)	
情報を、必要な保護措置を講じたうえで <u>三井住友トラストグループ株式会社</u> な	(4) の情報を、必要な保護措置を講じたうえで三井住友トラスト・ホールデ	変更
らびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社および持分法適用関連	<u>ィングス株式会社</u> ならびに同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社お	(2024 年 10
会社と共同で利用できることについて、異議なく同意するものとします。ただ	よび持分法適用関連会社と共同で利用できることについて、異議なく同意する	月 1 日付け社
し、金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合に	ものとします。ただし、金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制	名変更)
は、その法令等に則った取扱いとします。	限されている場合には、その法令等に則った取扱いとします。	
第 23 条(信用販売の停止)	第 23 条(信用販売の停止)	
通信販売加盟店が次の各号いずれかに該当する場合、 <u>当社</u> は通信販売加盟店に対し	通信販売加盟店が次の各号いずれかに該当する場合、ダイナースは通信販売加盟店	
通信販売加盟店契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することが	に対し通信販売加盟店契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求する	
でき、この請求があった場合には、通信販売加盟店は、 <u>当社</u> が再開を認めるまでの	ことができ、この請求があった場合には、通信販売加盟店は、 <u>ダイナース</u> が再開を	
間、通信販売をすることができないものとします。	認めるまでの間、通信販売をすることができないものとします。	
(1) <u>当社</u> が前条第 1 項の漏洩等が発生した疑いがあると認めた場合	(1) ダイナースが前条第 1 項の漏洩等が発生した疑いがあると認めた場合	
(2) <u>当社</u> が、通信販売加盟店が第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する疑いが	(2) <u>ダイナース</u> が、通信販売加盟店が第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する	
あると認めた場合	疑いがあると認めた場合	
(3) その他、 <u>当社</u> が必要と認めた場合	(3) その他、 <u>ダイナース</u> が必要と認めた場合	
第 24 条(届出事項の変更)	第 24 条(届出事項の変更)	
1. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約締結後、次の各号の事項につき変更が	1. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約締結後、次の各号の事項につき変更が	
生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項を <u>当社</u> 所定の方	生じたときには、その旨および変更後の当該各号に掲げる事項をダイナース所	
法により遅滞なく当社に届け出るものとします。	定の方法により遅滞なくダイナースに届け出るものとします。	
(5) その他、前各号に掲げるもののほか通信販売加盟店が当社に対し通信販売	(5) その他、前各号に掲げるもののほか通信販売加盟店がダイナースに対し通	

新規約	旧規約	備考
加盟店申込書にて届け出た事項	信販売加盟店申込書にて届け出た事項	
(6) 前各号に掲げるもののほか <u>当社</u> が通信販売加盟店に対しあらかじめ通知す	(6) 前各号に掲げるもののほか <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店に対しあらかじめ	
る事項	通知する事項	
2. 通信販売加盟店は、第 22 条第4項の具体的方法または態様を変更しようと	2. 通信販売加盟店は、第 22 条第4項の具体的方法または態様を変更しようと	
する場合には、あらかじめ <u>当社</u> と協議しなければならないものとします。	する場合には、あらかじめ <u>ダイナース</u> と協議しなければならないものとしま	
	す。	
3. <u>当社</u> は、通信販売加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求め	3. ダイナースは、通信販売加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告	
ることができるものとします。	を求めることができるものとします。	
4. 本条第 1 項の届出がないため、 <u>当社</u> から通信販売加盟店への通知または送付	4. 本条第 1 項の届出がないため、 <u>ダイナース</u> から通信販売加盟店への通知また	
の書類、支払金、その他が延着し、もしくは到着しなかった場合は、通常到着	は送付の書類、支払金、その他が延着し、もしくは到着しなかった場合は、通	
すべき時に到着したものとみなします。	常到着すべき時に到着したものとみなします。	
§ 25 条 (調査)	第 25 条 (調査)	
1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、 <u>当社</u> は、自らまたは <u>当社</u> が適当と	1. 次の各号のいずれかの事由があるときには、 <u>ダイナース</u> は、自らまたは <u>ダイナ</u>	
認めて選定した者により、通信販売加盟店に対して当該事由に対応して必要な	<u>ース</u> が適当と認めて選定した者により、通信販売加盟店に対して当該事由に対	
範囲で調査を行うことができ、通信販売加盟店はこれに応じるものとします。	応して必要な範囲で調査を行うことができ、通信販売加盟店はこれに応じるも	
	のとします。	
(4) 前各号に掲げる場合のほか、通信販売加盟店の信用販売に関する苦情の発	(4) 前各号に掲げる場合のほか、通信販売加盟店の信用販売に関する苦情の発	
生の状況その他の事情に照らし、 <u>当社</u> が割賦販売法に基づき通信販売加盟	生の状況その他の事情に照らし、 <u>ダイナース</u> が割賦販売法に基づき通信販	
店に対する調査を実施する必要があると認めたとき。	売加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき。	
4. <u>当社</u> は、本条第 1 項第 1 号または第 2 号の調査を実施するために必要とな	4. ダイナースは、本条第 1 項第 1 号または第 2 号の調査を実施するために必	
る費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを通信販	要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを	
売加盟店に対して請求することができるものとします。ただし、本条第 1 項	通信販売加盟店に対して請求することができるものとします。ただし、本条第	
第1号に基づく調査については、通信販売加盟店が第22条第9項第1号	1 項第1号に基づく調査については、通信販売加盟店が第 22 条第 9 項第 1	

号および第 2 号に定める調査ならびに第 22 条第 11 項第1号および第 2

および第 2 号に定める調査ならびに第 22 条第 11 項第1号および第 2 号

に定める報告に係る義務を遵守している場合、本条第 1 項第 2 号に基づく 調査については、通信販売加盟店が第 11 条第 2 項に定める調査および報告 に係る義務を遵守している場合にはこの限りでないものとします。

第 26 条 (是正改善計画の策定と実施)

- 1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当社</u>は、通信販売加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応ずるものとします。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、通信販売加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、<u>当社</u>に対し、通信販売加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
- 2. <u>当社</u>は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、通信販売加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、また はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、通信販売加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項(実施すべき時期を含む。)を提示し、その実施を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応じるものとします。

## 第 27 条 (解約)

- 1. 通信販売加盟店または当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対し予告することにより通信販売加盟店契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、当社は、直前 1 年間に信用販売の取扱いを行って

号に定める報告に係る義務を遵守している場合、本条第 1 項第 2 号に基づく調査については、通信販売加盟店が第 11 条第 2 項に定める調査および報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りでないものとします。

## 第 26 条 (是正改善計画の策定と実施)

- 1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>ダイナース</u>は、通信販売加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応ずるものとします。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、通信販売加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、<u>ダイナース</u>に対し、通信販売加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
- 2. <u>ダイナース</u>は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、通信販売加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、また はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、通信 販売加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項(実施すべき時期を含む。)を提示し、その実施を求めることができ、通信販売加盟店はこれに応じるものとします。

#### 第 27 条 (解約)

- 1. 通信販売加盟店または<u>ダイナース</u>は、書面により3ヶ月前までに相手方に対し 予告することにより通信販売加盟店契約の全部もしくは 一部を解約できるも のとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、ダイナースは、直前 1 年間に信用販売の取扱いを

いない通信販売加盟店については、<u>当社</u>の判断により事前の通知をすることなくいつでも通信販売加盟店契約の全部もしくは一部を解約できるものとします。

## 第28条(契約の解除)

通信販売加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の定めにかかわらず 当社はいつでも通信販売加盟店契約の全部もしくは一部(通信販売加盟店が使用す る信用照会端末機の全部または一部の利用を一時的に停止することを含む)を解除 することができ、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとし ます。

- (3) 第 11 条に定める当社の調査に協力を行わない場合
- (4) 通信販売加盟店が取り扱った通信販売のうち、紛失・盗難・第三者利用・偽造 等のカードによる通信販売の割合が著しく高いと当社が認めた場合
- (6) 通信販売加盟店が他のクレジットカード会社等との取引にかかる場合も含めて、通信販売制度を悪用していることが判明した、または疑いがあると<u>当社</u>が判断した場合
- (7) 通信販売加盟店が提供する商品・サービス、信用販売の金額、契約条件、営業 行為等について会員から苦情があった場合で、<u>当社</u>が通信販売加盟店に非が あると判断した場合
- (8) 通信販売加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると<u>当社</u>が判断した場合
- (12) 前二号のほか通信販売加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと<u>当社</u>が判断 した場合
- (13) 通信販売加盟店が当社に届出の所在地に実在しない場合、または<u>当社</u>に届出 の連絡先にて当社から通信販売加盟 店に連絡が取れない場合

## 第28条(契約の解除)

るものとします。

通信販売加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の定めにかかわらず ダイナースはいつでも通信販売加盟店契約の全部もしくは一部 (通信販売加盟店が 使用する信用照会端末機の全部または一部の利用を一時的に停止することを含む) を解除することができ、 これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

行っていない通信販売加盟店については、ダイナースの判断により事前の通知

をすることなくいつでも通信販売加盟店契約の全部もしくは一部を解約でき

- (3) 第 11 条に定めるダイナースの調査に協力を行わない場合
- (4) 通信販売加盟店が取り扱った通信販売のうち、紛失・盗難・第三者利用・偽造 等のカードによる通信販売の割合が著しく高いとダイナースが認めた場合
- (6) 通信販売加盟店が他のクレジットカード会社等との取引にかかる場合も含めて、通信販売制度を悪用していることが判明した、または疑いがあると<u>ダイ</u>ナースが判断した場合
- (7) 通信販売加盟店が提供する商品・サービス、信用販売の金額、契約条件、営業 行為等について会員から苦情があった場合で、<u>ダイナース</u>が通信販売加盟店 に非があると判断した場合
- (8) 通信販売加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると<u>ダイナース</u>が判断した場合
- (12) 前二号のほか通信販売加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと<u>ダイナース</u>が判断した場合
- (13) 通信販売加盟店がダイナースに届出の所在地に実在しない場合、または<u>ダイ</u> <u>ナース</u>に届出の連絡先にてダイナースから通信販売加盟 店に連絡が取れな

(14) 通信販売加盟店が取扱った信用販売にかかる売上が、会員の換金目的による 利用の割合が高いと <u>タイナース</u> が判断したとき。または 会員の利用が換金目的による 利用の割合が高いと <u>タイナース</u> が判断したとき。または 会員の利用が換金目的であ ることが明らかである場合に、通信販売加盟店がその換金行為に加掛するな ど、不適切な信用販売を行っていると <u>当社</u> が判断した場合、または加盟店 (代 表者および関係者を含む) 自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店 施において用いた場合のうち <u>当社</u> が不適当と判断した場合 (15) 通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対し <u>当社</u> が会員資格を喪失 させる手続をとった場合 (16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取 引に利用された場合、またはそのおそれがあると <u>当社</u> が判断した場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取 引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 第 29 条 (契約終了後の処理) 3. 当社は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店が取扱のたより通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から 既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除するか、会員 から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡 対価の支払を保留することができるものとします。			
(14) 通信販売加盟店が取扱った信用販売にかかる売上が、会員の換金目的による 利用の割合が高いと <u>当社</u> が判断したとき。または、会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、通信販売加盟店がその換金行為に加担するな ど、不適切な信用販売を行っていると当社が判断した場合、または加盟店(代 表者および関係者を含む)自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店 値において用いた場合のうち当社が不適当と判断した場合 または加盟店および通信販売加盟店がで適当と判断した場合 は15) 通信販売加盟店および通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対し当社が公員資格を喪失 させる手載をとった場合 (16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取 引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他当社が通信販売加盟店とでいる通信販売加盟店と大事会 原に債権譲渡を受けている通信販売加盟店と大事会 (16) マネー・ローングリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取 引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 第29 条 (契約終了後の処理) (19) 第24 (契約終了後の処理) (19) 第25 (契約終了後の処理) (11) 第26 (共和・大事会により通信販売加盟店と対する債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除するか、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。 (14) 通信販売加盟店お収費のためる場合に、通信販売加盟店が取扱った信用が扱金に対した場合に、通信販売加盟店が表しまる場合に、通信販売加盟店がその換金行為に加力した場合。または、例のであることが明らる場合に、通信販売加盟店と対して場合、または、ののをイナースが通信販売介金の支払を保留することができるものとします。 (14) 通信販売加盟店が下収扱った場内による利用の割合が高いと <u>ダイナース</u> が判断したとき。または、会員の表名と、一方は、対し、は、会社の表表と、と、のので発行を受けたカードを自らのカードを自らのカードを自らのカードを自らのカードを担合の表表と、例のであることが明らなど、近日、販売加盟店がその換金件が加力した場合。または、例のであることが明らまたが、ので場合に、対した場合に、大事では、代表者と、とグイナースが判断した場合のカード、現合した場合、表述は、のを開始において、が当まれた場合、またはそのかまた。または、その他がイナースが判断した場合、またはそのかまたまで、対し、経行、では、表述と、グイナースが判断を開始した場合、表述と、グイナースが判断を開始した場合、表述は、のを表述と、グイナースが判断とが、の表述を表述と、グイナースが判断を表述と、グイナースが判断とが、の表述と、グイナースが判断とが、の表述と、グイナースが判断した場合、など、グイナースが判断とが、表述と、グイナースが判断を表述を表述といる。 第25 (実施を定しているの表述と、グイナースが判断した場合、表述と、の表述を表述と、の表述を表述を表述を表述といる。 第26 (東京 は、大事などの表述を表述といるの表述を表述といる。 第26 (大事などの表述といる、表述といる、表述といる、表述といる、表述といる、表述といる、表述といる、表述といる、表述といる、表述といる、表述といる、表述といる、表述といる、表述といる、表述を表述を表述といる、表述と	新規約	旧規約	備考
利用の割合が高いと <u>当社</u> が判断したとき。または 会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、通信販売加盟店がその換金行為に加担さるなど、不適切な信用販売を行っていると <u>当社</u> が判断した場合、または加盟店(代表者および関係者を含む)自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店舗において用いた場合のうち <u>当社</u> が不適当と判断した場合 のカード取扱店舗において用いた場合のうち <u>当社</u> が不適当と判断した場合 のカード取扱店舗において用いた場合のうち <u>当社</u> が不適当と判断した場合 のカード取扱店舗において用いた場合のうち <u>当社</u> が不適当と判断した場合 のカード取扱店舗において用いた場合のうち <u>ダイナース</u> が不適当と判断した場合 を喪失させる予能をとった場合 (15) 通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対し <u>ダイナース</u> が会員資格を喪失さきる手能をとった場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 明に利用された場合、またはそのおそれがあると <u>ダイナース</u> が判断した場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他ダイナースが通信販売加盟店と記めた場合 (17) を他参グイナースが通信販売加盟店製力を解除した場合、通信販売加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。 なお、CCT 等の端未機を設置しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端未機を設置しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端未機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ 設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ		い場合	
おことが明らかである場合に、通信販売加盟店がその換金行為に加担  だ、不適切な信用販売を行っていると当社が判断した場合、または加盟店(代 表者および関係者を含む)自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店 舗において用いた場合のうち当社が不適当と判断した場合  は15) 通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対し当社が会員資格を喪失 させる手続をとった場合 (16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取 引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 連合販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 連合販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 本・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取 引に利用された場合、またはそのおそれがあると 当社が判断した場合 (17) その他生社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 本・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取 引に利用された場合、またはそのおそれがあると ダイナースが会員資格 を喪失させる手続をとった場合 (17) その他生社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他生社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 本・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取 引に利用された場合、またはそのおそれがあると ダイナースが判断した場合 で要失させる手続をとった場合 (17) その他生社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取 引に利用された場合、またはそのおそれがあると ダイナースが利助した場合 を要失させる手続をとった場合 (17) その他生社が通信販売加盟店要料を解除した場合、通信販売加盟店として不適当と認めた場合 は、前条により通信販売加盟店要料を解除した場合、通信販売加盟店に対する債権譲渡を受けている通信販売加盟店と対する債権譲渡を受けている通信販売加盟店関売に対する債権譲渡対極の支払を保留することができるものとします。 4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店は、通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端未機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱連用手項等の定めるところ 設置している場合には、その使用規約ならびに取扱連用手項等の定めるところ	(14)通信販売加盟店が取扱った信用販売にかかる売上が、会員の換金目的による	(14)通信販売加盟店が取扱った信用販売にかかる売上が、会員の換金目的による	
と、不適切な信用販売を行っていると当社が判断した場合、または加盟店(代表者および関係者を含む)自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店舗において用いた場合のうち当社が不適当と判断した場合     簡において用いた場合のうち当社が不適当と判断した場合     はいまいて用いた場合のうち当社が不適当と判断した場合     はいまいて用いた場合のうち当社が不適当と判断した場合     はいまいて用いた場合のうち当社が不適当と判断した場合     はいまいて用いた場合のうちタイナースが不適当と判断した場合     はいまいて用いた場合のうちタイナースが全員資格を喪失させる手続をとった場合     はいました場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合     はい利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合     はい利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合     はい利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合     はいも当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合     はいました場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合     はいました場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合     はいました場合、またはそのおそれがあるとがイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合     はいました場合、またはそのおそれがあるとがイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合     はいました場合、またはそのが表により、通信販売加盟店として不適当と認めた場合     はいました場合、またはそのが表に表した場合を表します。     はいました場合には、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担において当社に対し通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担においてメイナースに対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ	利用の割合が高いと <u>当社</u> が判断したとき。または 会員の利用が換金目的であ	利用の割合が高いと <u>ダイナース</u> が判断したとき。または 会員の利用が換金目	
表者および関係者を含む)自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店舗において用いた場合のうち当社が不適当と判断した場合のカード取扱店舗において用いた場合のうち当社が不適当と判断した場合のカード取扱店舗において用いた場合のうち当社が不適当と判断した場合のカード取扱店舗において用いた場合のうちダイナースが不適当と判断した場合のサードの政策に関係者を含む)自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店舗において用いた場合のうちダイナースが不適当と判断した場合のサードの政策を受ける。  (15) 通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対し当社が会員資格を喪失させる手続をとった場合 (16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合の関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあるとダイナースが判断した場合の担当が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他タイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他タイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他タイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他タイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他タイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (19) 通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (117) その他タイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (19) 本の他ダイナースが通信販売加盟店契約を解除した場合 (17) その他タイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他タイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他タイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) をの他タイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (19) 本の他が表情で表情で表情で表情で表情で表情で表情で表情で表情で表情を表情で表情で表情を表情で表情を表情で表情を表情で表情で表情で表情で表情を表情で表情で表情を表情で表情で表情で表情で表情で表情で表情で表情で表情で表情で表情で表情で表情で表	ることが明らかである場合に、通信販売加盟店がその換金行為に加担するな	的であることが明らかである場合に、通信販売加盟店がその換金行為に加担	
舗において用いた場合のうち当社が不適当と判断した場合 のカード取扱店舗において用いた場合のうち <u>ダイナース</u> が不適当と判断した場合 (15) 通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対し当社が会員資格を喪失させる手続をとった場合 (16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 第29条(契約終了後の処理) 3. 当社は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から既に債権譲渡を受けている通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店がよりから当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除するか、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡が対価の支払を保留することができるものとします。 4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店は、通信販売加盟店は、通信販売加盟店機識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる  のカード取扱店舗において用いた場合のうち <u>ダイナース</u> が不適当と判断した場合 を喪失させる手続をとった場合 (16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると <u>ダイナース</u> が判断した場合 で、アローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、表にその連続変を受けている通信販売加盟店契約が解除された場合に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。  4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ	ど、不適切な信用販売を行っていると <u>当社</u> が判断した場合、または加盟店(代	するなど、不適切な信用販売を行っていると <u>ダイナース</u> が判断した場合、ま	
場合 (15) 通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対し当社が会員資格を喪失 させる手続をとった場合 (16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取 引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 単社は、前条により通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (19) 条(契約終了後の処理) (19) 条(契約終了後の処理) (11) その他がイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (15) 通信販売加盟店として不適当と記めた場合 (16) マネー・ローングリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあるとグイナースが判断した場合 (17) その他がイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 連信販売加盟店として不適当と認めた場合 (19) を喪くする、は、前条により通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他がイナースが通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から既に債権譲渡を受けている通信販売加盟店契約を解除するか、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。 (17) その他がイナースが通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店域権譲渡を受けている通信販売が出場に対する債権譲渡はの支払を保留することができるものとします。 (18) マネー・ローングリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそののをイナースが判断した場合 (17) その他がイナースが通信販売が盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店域権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。 (17) その他がイナースが通信販売が開店契約を解除した場合、通信販売加盟店契約を解除するか、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。 (18) マネー・ローングリング、テロ資金供与、経済可能を表現して、対域に関権譲渡を受けている通信販売が出店を解放して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域に対して、対域で表現に対して、対域に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域に対して、対域で表現に対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、表現に対域で表現に対して、表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、対域で表現に対して、表現に対しては、表現に対しでは、表現に対して、表現に対して、表現に対して、表現に対して、表現に対して、表現に対して、表現に対して、表現に対して、表現に対して、表現に対して、表現	表者および関係者を含む)自らが発行を受けたカードを自らのカード取扱店	たは加盟店(代表者および関係者を含む)自らが発行を受けたカードを自ら	
(15) 通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対し当社が会員資格を喪失させる手続をとった場合 (16) マネー・ローングリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (18) 単社は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から既に債権譲渡を受けている通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から既に債権譲渡を受けている通信販売加盟店に対する債権譲渡 から当該通信販売代金について、権譲渡を解除するか、会員から当該通信販売代金について、権譲渡を解除するか、会員がら当該通信販売代金について、権譲渡を解除するが、会員がら当該通信販売代金について、権譲渡を解除するが、会員がら当該通信販売代金について、権譲渡を解除するが、会員がの支払を保留することができるものとします。 (15) 通信販売加盟店および通信販売加盟店のと乗り、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると <u>ダイナース</u> が到した場合(17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店契約を解除するが、会員から当該通信販売代金について、権譲渡を解除するが、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡が対価の支払を保留することができるものとします。 (15) 通信販売加盟店および通信販売加盟店の大阪会員資格を喪失させる手続をとった場合 (16) マネー・ローングリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用に表場であると、グイナースが、通信販売加盟店契約を解除した場合、第29条(契約終了後の処理) 第29条(契約終了後の処理) 第29条(契約を対象を解除した場合、通信販売加盟店契約を解除するか、会員・選該の表別を表別を解除することができるものとします。 第29条(契約終了後の処理) 第29条(契約終了後の処理) 第29条(契約終了後の処理) 第29条(契約終了後の処理) 第29条(契約を解除した場合、第20年間、対象を解除するが、会員を認定を解除するが、会員を認定を解除するが、会員を認定を解除するが、会員を認定を解除するのと、例述を表別を解析すると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述ると述る	舗において用いた場合のうち <u>当社</u> が不適当と判断した場合	のカード取扱店舗において用いた場合のうち <u>ダイナース</u> が不適当と判断した	
を喪失させる手続をとった場合 (16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると <u>当社</u> が判断した場合 (17) その他 <u>当社</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他 <u>当社</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他 <u>当社</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から既に債権譲渡を受けている通信販売付金について、権譲渡を解除するか、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡 が、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡を付金の支払を保留することができるものとします。 (4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担において <u>ダイナース</u> に対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる 設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ		場合	
(16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると <u>当社</u> が判断した場合 (17) その他 <u>当社</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合  (17) その他 <u>当社</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合  (18) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用された場合、またはそのおそれがあると <u>ダイナース</u> が判断した場合 (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合  (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合  (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合  (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から既に債権譲渡を受けている通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店が高いた場合に対する債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除するか、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡が到価の支払を保留することができるものとします。  (16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用した場合 (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店契約を解除するか、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡が付価の支払を保留することができるものとします。  (4) 通信販売加盟店契約を解除した場合、またはそのおそれがあると <u>ダイナース</u> が判断した場合  (17) その他 <u>ダイナース</u> は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店に対する債権譲渡が受けている通信販売加盟店は、通信販売加盟店に対する債権譲渡が付価の支払を保留することができるものとします。  (4) 通信販売加盟店契約を解除した場合、近信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店に対する債権譲渡が受けている通信販売加盟店に対する債権譲渡が付価の支払を保留することができるものとします。  (4) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用した場合、またはそのおとがあると <u>ダイナース</u> が判断した場合  (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店として不適当と認めた場合  (17) その他 <u>ダイナース</u> は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店として不適当と認めた場合  (17) その他 <u>ダイナース</u> は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店として不適当と認めた場合  (17) その他 <u>ダイナース</u> は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店として不適当と認めた場合  (17) をの他 <u>ダイナース</u> は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店として不適当と認めた場合  (18) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用した場合  (17) その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店に対する債権譲渡を受ける場合に対して、対する機能を表する。  (18) マネー・ローンダリング、大会に対する場合に表する。 は、第2000年に対すると変し、表述と表述を表述を表述を表述を表述といる。 は、日本の主意と表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	(15) 通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対し <u>当社</u> が会員資格を喪失	(15)通信販売加盟店および通信販売加盟店の代表者に対し <u>ダイナース</u> が会員資格	
引に利用された場合、またはそのおそれがあると <u>当社</u> が判断した場合 (17) その他 <u>当社</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合 (17) その他 <u>タイナース</u> が通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟 店から既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除する か、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。 4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店は、通信販売加盟店は、通信販売加盟店は、通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ 設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ	させる手続をとった場合	を喪失させる手続をとった場合	
(17) その他当社が通信販売加盟店として不適当と認めた場合  29 条 (契約終了後の処理)  3. 当社は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から 既に債権譲渡を受けている通信販売付金について、権譲渡を解除するか、会員 から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡 対価の支払を保留することができるものとします。  4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担において当社に対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本 等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を設置し ている場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる  (17) その他ダイナースが通信販売加盟店として不適当と認めた場合  第 29 条 (契約終了後の処理)  3. ダイナースは、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟 店から既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除する か、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債 権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。 4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担においてダイナースに対し通信販売加盟店標識、売上票、カー ド見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を設置し ている場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ	(16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取	(16) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取	
# 29 条 (契約終了後の処理)  3. 当社は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から 既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除するか、会員 から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡 対価の支払を保留することができるものとします。  4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店は、通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担において当社に対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を設置し ている場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる  # 29 条 (契約終了後の処理)  3. ダイナースは、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟 店がら既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除する か、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。 4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担においてダイナースに対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ 設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ	引に利用された場合、またはそのおそれがあると <u>当社</u> が判断した場合	引に利用された場合、またはそのおそれがあると <u>ダイナース</u> が判断した場合	
<ul> <li>3. 当社は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から 既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除するか、会員 から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡 対価の支払を保留することができるものとします。</li> <li>4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店は、通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担において当社に対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置し ている場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる</li> <li>3. ダイナースは、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店対する債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除する か、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。</li> <li>4. 通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担においてダイナースに対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置し 設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ</li> </ul>	(17)その他 <u>当社</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合	(17)その他 <u>ダイナース</u> が通信販売加盟店として不適当と認めた場合	
<ul> <li>既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除するか、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡がの支払を保留することができるものとします。</li> <li>通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担において当社に対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる</li> <li>店から既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除するか、会員がら当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。</li> <li>通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担においてダイナースに対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ</li> </ul>	第 29 条(契約終了後の処理)	第 29 条(契約終了後の処理)	
から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡 対価の支払を保留することができるものとします。	3. <u>当社</u> は、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟店から	3. ダイナースは、前条により通信販売加盟店契約を解除した場合、通信販売加盟	
対価の支払を保留することができるものとします。  4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担において当社に対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる  権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。  権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。  4. 通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担においてダイナースに対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ	既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除するか、会員	店から既に債権譲渡を受けている通信販売代金について、権譲渡を解除する	
4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担において <u>当社</u> に対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる  4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販売加盟店の負担において <u>ダイナース</u> に対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT等の端末機を設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ	から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債権譲渡	か、会員から当該通信販売代金の支払を受けるまで通信販売加盟店に対する債	
売加盟店の負担において <u>当社</u> に対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本 等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を設置し ている場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる 売加盟店の負担において <u>ダイナース</u> に対し通信販売加盟店標識、売上票、カー ド見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を 設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる	対価の支払を保留することができるものとします。	権譲渡対価の支払を保留することができるものとします。	
等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を設置し 「見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を でいる場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる 設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ	4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販	4. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店契約が解除された場合には、直ちに通信販	
ている場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる 設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ	売加盟店の負担において <u>当社</u> に対し通信販売加盟店標識、売上票、カード見本	売加盟店の負担において <u>ダイナース</u> に対し通信販売加盟店標識、売上票、カー	
	等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を設置し	ド見本等を返還しなくてはならないものとします。なお、CCT 等の端末機を	
ものとします。 によるものとします。	ている場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところによる	設置している場合には、その使用規約ならびに取扱運用事項等の定めるところ	
	ものとします。	によるものとします。	

## 第 30 条 (反社会的勢力との取引拒絶)

- 通信販売加盟店は、通信販売加盟店および通信販売加盟店の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等が、次の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
   (8) その他前各号に準ずると当社が認めた者
- 3. 通信販売加盟店が本条第 1 項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は通信販売加盟店に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、通信販売加盟店は、当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
- 4. <u>当社</u>は、通信販売加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、通信販売加盟店契約に基づくクレジット取引を、一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、通信販売加盟店は、<u>当社</u>が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします。
- 5. 通信販売加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、また は本条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、<u>当</u> 社とのクレジット取引を継続することが不適切であると<u>当社</u>が認めた場合に は、<u>当社</u>は、直ちに通信販売加盟店契約を解除できるものとし、かつ、<u>当社</u>に 対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、その場合<u>当社</u>に生じた損害を 通信販売加盟店が賠償するものとします。
- 6. 前項の規定により通信販売加盟店契約を解除した場合でも、<u>当社</u>に対する未払 債務があるときは、それが完済されるまでは通信販売加盟店契約の各条項が適 用されるものとします。

## 第 30 条 (反社会的勢力との取引拒絶)

- 1. 通信販売加盟店は、通信販売加盟店および通信販売加盟店の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等が、次の事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  (8) その他前各号に準ずるとダイナースが認めた者
- 3. 通信販売加盟店が本条第 1 項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、ダイナースは通信販売加盟店に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、ダイナースがその報告を求めた場合、通信販売加盟店は、ダイナースに対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
- 4. <u>ダイナース</u>は、通信販売加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、通信販売加盟店契約に基づくクレジット取引を、一時的に停止することができ、この求めがあった場合には、通信販売加盟店は、<u>ダイナース</u>が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします。
- 5. 通信販売加盟店が本条第1項の規定に違反していることが判明した場合、または本条第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、ダイナースとのクレジット取引を継続することが不適切であるとダイナースが認めた場合には、ダイナースは、直ちに通信販売加盟店契約を解除できるものとし、かつ、ダイナースに対する一切の未払債務を直ちに支払うものとし、その場合ダイナースに生じた損害を通信販売加盟店が賠償するものとします。
- 6. 前項の規定により通信販売加盟店契約を解除した場合でも、<u>ダイナース</u>に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは通信販売加盟店契約の各条項が適用されるものとします。

新規約	旧規約	備考
第 31 条 (地位の譲渡)	第 31 条 (地位の譲渡)	
3. <u>当社</u> は、通信販売加盟店契約上のすべての地位を第三者に譲渡することができ	3. ダイナースは、通信販売加盟店契約上のすべての地位を第三者に譲渡すること	
るものとし、通信販売加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。	ができるものとし、通信販売加盟店はあらかじめこれを承諾するものとしま	
	す。	
第 33 条 (規約の変更および承認)	第 33 条 (規約の変更および承認)	
本規約の変更については、当社が変更内容を通知、告知または公表(当社のウェブ	本規約の変更については、ダイナースが変更内容を通知、告知または公表(ダイナ	
サイトによる掲載その他合理的方法による) した後または変更後規約を通信販売加	<u>ース</u> のウェブサイトによる掲載その他合理的方法による) した後または変更後規約	
盟店に送付した後に、通信販売加盟店が会員に対して通信販売を行った場合、通信	を通信販売加盟店に送付した後に、通信販売加盟店が会員に対して通信販売を行っ	
販売加盟店はその変更事項を異議なく承諾したものとします。	た場合、通信販売加盟店はその変更事項を異議なく承諾したものとします。	
第 34 条(細部手続)	第 34 条 (細部手続)	
本規約に定めのない細部の事項および事務処理上の手続きについては、別に <u>当社</u> の	本規約に定めのない細部の事項および事務処理上の手続きについては、別に <u>ダイナ</u>	
定めるところによるものとします。	<u>ース</u> の定めるところによるものとします。	
第 35 条(合意管轄裁判所)	第 35 条 (合意管轄裁判所)	
通信販売加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所および	通信販売加盟店とダイナースとの間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所	
東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。	および東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。	
第 36 条 (準拠法)	第 36 条 (準拠法)	
通信販売加盟店と当社との諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるもの	通信販売加盟店とダイナースとの諸契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈され	
 とします。	 るものとします。	
以上	以上	
(2024 年 10 月 1 日改定)	(2023 年 6 月 1 日改定)	

# ダイナースクラブ継続的利用代金取扱規定 新旧対照条文(傍線部分は改定部分。改定のない条、項、号については省略。)

新規約	旧規約	備考
第1条(総則)	第1条 (総則)	
三井住友トラストクラブ株式会社(以下「 <u>当社</u> 」といいます。)は、ダイナースクラ	三井住友トラストクラブ株式会社(以下「ダイナース」といいます。)は、ダイナー	変更
ブ通信販売加盟店規約に付帯して、通信販売加盟店の会員に対する各種継続的利用	スクラブ通信販売加盟店規約に付帯して、通信販売加盟店の会員に対する各種継続	(以下同様
代金(以下「利用代金」といいます。)の決済における取引に関し以下のとおり規定	的利用代金(以下「利用代金」といいます。)の決済における取引に関し以下のとお	
するものとします。	り規定するものとします。	
第2条(利用代金)	第2条(利用代金)	
1. 通信販売加盟店が、本規定に基づいて取り扱うことができる利用代金は、次の	1. 通信販売加盟店が、本規定に基づいて取り扱うことができる利用代金は、次の	
ものとします。	ものとします。	
(3) その他 <u>当社</u> が認めた費用	(3) その他 <u>ダイナース</u> が認めた費用	
2. 通信販売加盟店は、料金体系等の利用代金の内容について、原則として事前に	2. 通信販売加盟店は、料金体系等の利用代金の内容について、原則として事前に	
当社に通知し、当社の承認を得るものとします。	<u>ダイナース</u> に通知し、 <u>ダイナース</u> の承認を得るものとします。	
3. 通信販売加盟店は、取り扱う利用代金が前払い方式である場合には、その具体	3. 通信販売加盟店は、取り扱う利用代金が前払い方式である場合には、その具体	
的な内容について、事前に <u>当社</u> に通知し、 <u>当社</u> の承認を得るものとします。な	的な内容について、事前に <u>ダイナース</u> に通知し、 <u>ダイナース</u> の承認を得るもの	
お、会員が契約期間中に中途解約を申し出た場合および未経過分料金の返金を	とします。なお、会員が契約期間中に中途解約を申し出た場合および未経過分	
申し出た場合、通信販売加盟店は、全責任をもって対応するものとし、 <u>当社</u> に	料金の返金を申し出た場合、通信販売加盟店は、全責任をもって対応するもの	
一切迷惑をかけないものとします。この場合の会員に対する返金処理等につい	とし、 <u>ダイナース</u> に一切迷惑をかけないものとします。この場合の会員に対す	
ては、 <u>当社</u> が認めた所定の方法によるものとします。	る返金処理等については、 <u>ダイナース</u> が認めた所定の方法によるものとしま	
	す。	
第4条(有効性の確認・対応)	第4条(有効性の確認・対応)	
2. 前項における有効性の確認は、 <u>当社</u> が認めた所定の方法によるものとします。	2. 前項における有効性の確認は、 <u>ダイナース</u> が認めた所定の方法によるものとし	
	ます。	

新規約	旧規約	備考
3. 当該クレジットカードが無効である場合、原則として通信販売加盟店は、当該	3. 当該クレジットカードが無効である場合、原則として通信販売加盟店は、当該	
クレジットカードが無効である旨を知得した日が含まれる会員の利用代金で	クレジットカードが無効である旨を知得した日が含まれる会員の利用代金で	
<u>当社</u> が認めた期間(以下「料金月」といいます。)の利用代金については、 <u>当社</u>	<u>ダイナース</u> が認めた期間 (以下 「料金月 」 といいます。) の利用代金については、	
に対し債権譲渡できるものとし、翌料金月以降の利用代金については、 <u>当社</u> に	<u>ダイナース</u> に対し債権譲渡できるものとし、翌料金月以降の利用代金について	
対し債権譲渡できないものとします。	は、 <u>ダイナース</u> に対し債権譲渡できないものとします。	
第5条(事前承認の義務)	第 5 条(事前承認の義務)	
1. 通信販売加盟店は、会員の利用代金が <u>当社</u> の定める限度額を超える場合には、	1. 通信販売加盟店は、会員の利用代金がダイナースの定める限度額を超える場合	
原則として事前に <u>当社</u> が認めた所定の方法により、 <u>当社</u> の承認を得るものとし	には、原則として事前に <u>ダイナース</u> が認めた所定の方法により、 <u>ダイナース</u> の	
ます。なお、本規定における限度額とは、通信販売加盟店が会員1名あたりに	承認を得るものとします。なお、本規定における限度額とは、通信販売加盟店	
対し、料金月ごとに信用販売できる利用代金の総額をいいます。	が会員1名あたりに対し、料金月ごとに信用販売できる利用代金の総額をいい	
	ます。	
2.万一、通信販売加盟店が本条に定める <u>当社</u> の承認を得なかった場合、原則とし	2. 万一、通信販売加盟店が本条に定める <u>ダイナース</u> の承認を得なかった場合、原	
て当該利用代金は債権譲渡の対象とならないものとします。	則として当該利用代金は債権譲渡の対象とならないものとします。	

## 第6条 (売上票の授受)

- 1. 通信販売加盟店は、料金月ごとに、<u>当社</u>が認めた日をカード売上日として売上 票を作成し、集計の上、当社に届けるものとします。
- 2. 料金月は、原則として1ヶ月間以内とし、1ヶ月間を超える場合には、通信販売加盟店は、事前に当社に通知し、当社の承認を得るものとします。

## 第7条 (ID・パスワード等の発行)

通信販売加盟店は、会員に対し当該サービス利用に必要な ID・パスワードを発行する場合、その通知は郵送その他当社が認めた所定の方法により行うものとします。

## 第6条 (売上票の授受)

- 1. 通信販売加盟店は、料金月ごとに、<u>ダイナース</u>が認めた日をカード売上日として売上票を作成し、集計の上、ダイナースに届けるものとします。
- 2. 料金月は、原則として $1 \sim 7$  間以内とし、 $1 \sim 7$  間を超える場合には、通信販売加盟店は、事前に $5 \sim 7$  に通知し、 $5 \sim 7$  の承認を得るものとします。

## 第7条 (ID・パスワード等の発行)

通信販売加盟店は、会員に対し当該サービス利用に必要な ID・パスワードを発行する場合、その通知は郵送その他ダイナースが認めた所定の方法により行うものとし

新規約	旧規約	備考
	ます。	
以上	以上	
( <u>2024 年 10 月 1 日</u> 改定)	( <u>2022 年 6 月 1 日</u> 改定)	

# ダイナースクラブ旅行商品取扱規定 新旧対照条文(傍線部分は改定部分。改定のない条、項、号については省略。)

新規約	旧規約	備考
第1条(総則)	第1条 (総則)	
三井住友トラストクラブ株式会社(以下「 <u>当社</u> 」といいます。)は、ダイナースクラ	三井住友トラストクラブ株式会社(以下「 <u>ダイナース</u> 」といいます。)は、ダイナー	変更
ブ通信販売加盟店規約に付帯して、通信販売加盟店の会員に対する旅行商品の通信	スクラブ通信販売加盟店規約に付帯して、通信販売加盟店の会員に対する旅行商品	(以下同様)
販売に関し以下のとおり規定するものとします。	の通信販売に関し以下のとおり規定するものとします。	
第3条(カード売上日)	第3条(カード売上日)	
通信販売加盟店、 <u>当社</u> および会員の三者間においては、次の日をもって、会員のカ	通信販売加盟店、 <u>ダイナース</u> および会員の三者間においては、次の日をもって、会	
ード売上日とします。ただし、約款に別段の定めがある場合はその定めに従うもの	員のカード売上日とします。ただし、約款に別段の定めがある場合はその定めに従	
とします。	うものとします。	
第4条(取扱除外品目)	第4条(取扱除外品目)	
通信販売加盟店は、原則として次の商品の取り扱いは行わないものとします。	通信販売加盟店は、原則として次の商品の取り扱いは行わないものとします。	
2. その他 <u>当社</u> が指定した商品	2. その他 <u>ダイナース</u> が指定した商品	
以上	以上	
( <u>2024 年 10 月 1 日</u> 改定)	( <u>2023 年 6 月 1 日</u> 改定)	

新規約	旧規約	備考
第1条(加盟店情報の収集・保有・利用)	第1条(加盟店情報の収集・保有・利用)	
1. 加盟店または加盟店契約申込者(それぞれの代表者等個人を含む。以下「加盟	1. 加盟店または加盟店契約申込者(それぞれの代表者等個人を含む。以下「加盟	変更
店契約者等」といいます。)は、本規約(本申し込みを含む。以下同じ)を含む	店契約者等」といいます。)は、本規約(本申し込みを含む。以下同じ)を含む	(以下同様)
<u>当社</u> との取引の加盟審査、加盟後の管理(調査)および加盟店送金業務等の加	ダイナースとの取引の加盟審査、加盟後の管理(調査)および加盟店送金業務	
盟 店業務遂行のため、以下の各号に定める加盟店契約者等の情報(以下、総称	等の加盟 店業務遂行のため、以下の各号に定める加盟店契約者等の情報(以下、	
して「加盟店情報」といいます。)を、 <u>当社</u> が必要な保護措置を講じた上で収集・	総称して「加盟店情報」といいます。)を、 <u>ダイナース</u> が必要な保護措置を講じ	
保有・利用することに同意するものとします。	た上で収集・保有・利用することに同意するものとします。	
(1) 加盟店契約者等が加盟店申込時に届け出た加盟店の法人番号、名称、所在	(1) 加盟店契約者等が加盟店申込時に届け出た加盟店の法人番号、名称、所在	
地、電話番号、預金口座等の事項、加盟店契約 者等が提出する書類等に	地、電話番号、預金口座等の事項、加盟店契約 者等が提出する書類等に	
より届け出た事項、本規約に基づき加盟店契約者等が <u>当社</u> に届け出た事項	より届け出た事項、本規約に基づき加盟店契約者等が <u>ダイナース</u> に届け	
(加盟店におけるカード番号等の適切な管理および不正利用対策状況を	出た事項(加盟店におけるカード番号等の適切な管理および不正利用対	
含む) および電話等により問い合わせし <u>当社</u> が知り得た情報 (以下総称し	策状況を含む)および電話等により問い合わせし <u>ダイナース</u> が知り得た	
て「加盟店属性情報」といいます。)	情報(以下総称して「加盟店属性情報」といいます。)	
(3) 加盟申込日、加盟承認日、CCT 等の端末機の識別番号、取扱商品、販売形	(3) 加盟申込日、加盟承認日、CCT 等の端末機の識別番号、取扱商品、販売	
態、業種等の加盟店契約者等と <u>当社</u> の取引に関する事項および加盟店申込	形態、業種等の加盟店契約者等と <u>ダイナース</u> の取引に関する事項および	
みにかかわる事実	加盟店申込みにかかわる事実	
(5) <u>当社</u> が収集した加盟店契約者等におけるクレジット利用履歴	(5) <u>ダイナース</u> が収集した加盟店契約者等におけるクレジット利用履歴	
(10) <u>当社</u> が加盟を認めなかった場合にその事実および理由	(10) <u>ダイナース</u> が加盟を認めなかった場合にその事実および理由	
2. 加盟店契約者等は、当社が前項第1号、第2号、第3号、第4号および第7号の	2. 加盟店契約者等は、 <u>ダイナース</u> が前項第1号、第2号、第3号、第4号および	
加盟店情報を必要な保護措置を講じた上で、以下の各号に定める目的のために利	第7号の加盟店情報を必要な保護措置を講じた上で、以下の各号に定める目的	
用することに同意するものとします。	のために利用することに同意するものとします。	
4. <u>当社</u> は、加盟契約の有無、利用状況の調査等を目的とし、加盟店情報をダイナ	4. ダイナースは、加盟契約の有無、利用状況の調査等を目的とし、加盟店情報を	
ースクラブインターナショナルおよび 外国ダイナースへ提供出来るものとし	ダイナースクラブインターナショナルおよび 外国ダイナースへ提供出来るも	

新規約	旧規約	備考
ます。	のとします。	
第2条(信用情報機関の利用・登録・共同利用の同意)	第2条(信用情報機関の利用・登録・共同利用の同意)	
1. 加盟店契約者等は、加盟店およびその代表者等に関する信用情報、または加盟	1. 加盟店契約者等は、加盟店およびその代表者等に関する信用情報、または加盟	
申し込みにかかわる事実、ならびに契約申込 者およびその代表者等に関する個	申し込みにかかわる事実、ならびに契約申込 者およびその代表者等に関する個	
人情報保護法が定める信用情報を <u>当社</u> が加盟する加盟店信用情報機関に登録さ	人情報保護法が定める信用情報を <u>ダイナース</u> が加盟する加盟店信用情報機関に	
れ、 本同意条項第3条に定める範囲で共同利用されることに同意します。	登録され、 本同意条項第3条に定める範囲で共同利用されることに同意しま	
	す。	
2. 加盟店契約者等は、 <u>当社</u> が加盟する加盟店信用情報機関または当該加盟店信用	2. 加盟店契約者等は、 <u>ダイナース</u> が加盟する加盟店信用情報機関または当該加盟	
情報機関と提携する加盟店信用情報機関に、加盟店契約者等およびその代表者	店信用情報機関と提携する加盟店信用情報機関に、加盟店契約者等およびその	
等に関する信用情報が登録されている場合には、本同意条項第3条に定める範	代表者等に関する信用情報が登録されている場合には、本同意条項第3条に定	
囲で <u>当社</u> が自己の取引上の判断のためにこれを共同利用することに同意しま	める範囲で <u>ダイナース</u> が自己の取引上の判断のためにこれを共同利用すること	
す。	に同意します。	
§3条( <u>当社</u> が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について)	第3条( <u>ダイナース</u> が加盟する加盟店信用情報機関、窓口および共同利用について)	

# 第4条(加盟店情報の開示・訂正等・利用停止等の手続き)

- 1. 加盟店契約者等は、<u>当社</u>および加盟店信用情報機関に対して、個人情報保護法に定めるところにより、以下の手続きにより加盟店情報の開示、訂正等または利用停止等を請求することができるものとします。
  - (1) 加盟店契約者等が、<u>当社</u>の保有する加盟店個人情報の開示・訂正等または 利用停止等を請求する際の手続きは、末尾記載のお客様相談室宛問い合 わせください。これら請求手続の詳細を案内します。また、<u>当社</u>ウェブサ イトでも確認できるものとします。
- 2. 当社は、登録した内容が事実でないことが判明した場合、速やかに訂正等また

# 第4条(加盟店情報の開示・訂正等・利用停止等の手続き)

- 1. 加盟店契約者等は、<u>ダイナース</u>および加盟店信用情報機関に対して、個人情報 保護法に定めるところにより、以下の手続きにより加盟店情報の開示、訂正等 または利用停止等を請求することができるものとします。
  - (1) 加盟店契約者等が、<u>ダイナース</u>の保有する加盟店個人情報の開示・訂正等または利用停止等を請求する際の手続きは、末尾記載のお客様相談室宛問い合わせください。これら請求手続の詳細を案内します。また、<u>ダイナー</u>スウェブサイトでも確認できるものとします。
- 2. ダイナースは、登録した内容が事実でないことが判明した場合、速やかに訂正

新規約	旧規約	備考
は利用停止等の措置をとるものとします。	等または利用停止等の措置をとるものとします。	
3. 加盟店契約者等が、本同意条項第1条第2項に定める加盟店情報の利用に関	3. 加盟店契約者等が、本同意条項第1条第2項に定める加盟店情報の利用に関	
して中止を申し出た場合、 <u>当社</u> は業務運営上支障のない範囲で、これを中止す	して中止を申し出た場合、 <u>ダイナース</u> は業務運営上支障のない範囲で、これを	
るものとします。なお、中止の申し出はお客様相談室宛行うものとします。	中止するものとします。なお、中止の申し出はお客様相談室宛行うものとしま	
	す。	
第5条(加盟店情報の取り扱いに関する不同意の場合)	第5条(加盟店情報の取り扱いに関する不同意の場合)	
当社は、加盟店契約者等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または、	ダイナースは、加盟店契約者等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、	
本規約に定める加盟店情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承認できない場	または、本規約に定める加盟店情報の取り扱いについて全部もしくは一部を承認で	
合、加盟を断ることや、加盟店契約の解除の手続きを取ることがあるものとします。	きない場合、加盟を断ることや、加盟店契約の解除の手続きを取ることがあるもの	
ただし、本同意条項第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に加盟を断る	とします。ただし、本同意条項第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に	
ことや、解除の手続きをとることはないものとします。	加盟を断ることや、解除の手続きをとることはないものとします。	
第6条(契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)	第6条(契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)	
1. <u>当社</u> は、加盟を承認しない場合であっても加盟申し込みに際して取得した情報	1. ダイナースは、加盟を承認しない場合であっても加盟申し込みに際して取得し	
を、承認しない理由の如何を問わず、本同意条項第1条第1項に定める目的に	た情報を、承認しない理由の如何を問わず、本同意条項第1条第1項に定める	
必要な範囲で <u>当社</u> が定める所定の期間その情報を保有・利用することおよび、	目的に必要な範囲で <u>ダイナース</u> が定める所定の期間その情報を保有・利用する	
本同意条項第3条の定めに基づき一定期間保有・利用することができるものと	ことおよび、本同意条項第3条の定めに基づき一定期間保有・利用することが	
します。	できるものとします。	
2. <u>当社</u> は、加盟店契約終了後も(加盟店契約の解除、解約の場合も含みます。)、	2. ダイナースは、加盟店契約終了後も(加盟店契約の解除、解約の場合も含みま	

本規約に関するお問い合せ先

ができるものとします。

本同意条項第1条第1項に定める目的に必要な範囲で、法令等に基づき、法令

等または当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用するまたはこと

またはことができるものとします。

す。)、本同意条項第1条第1項に定める目的に必要な範囲で、法令等に基づき、 法令等またはダイナースが定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用する

新規約	旧規約	備考
三井住友トラストクラブ株式会社 お客様相談室	三井住友トラストクラブ株式会社 お客様相談室	
〒 104-6035	〒 104-6035	
東京都中央区晴海 1-8-10 トリトンスクエア X 棟	東京都中央区晴海 1-8-10 トリトンスクエア X 棟	変更
電話番号 03-6852-0935	電話番号 03-6770-2820	(お客様相談
		室の電話番
< 別表 > 売上集計表・売上票の締切日および売上代金の支払	< 別表 > 売上集計表・売上票の締切日および売上代金の支払	号)
*売上受付締切日について( <u>当社</u> とのご契約内容により、締切日が異なる場合がありま	*売上受付締切日について( <u>ダイナース</u> とのご契約内容により、締切日が異なる場合が	
す。)	あります。)	
・売上データは、土曜、日曜、祝日等 <u>当社</u> の営業日でない場合でも授受いたします。	・売上データは、土曜、日曜、祝日等 <u>ダイナース</u> の営業日でない場合でも授受いた	
	します。	
2. 売上票およびロイヤルチェックを利用した取扱い	2. 売上票およびロイヤルチェックを利用した取扱い	
・売上票受付締切日が土曜、日曜、祝日等 <u>当社</u> の営業日でない場合は、その前営業	・売上票受付締切日が土曜、日曜、祝日等 <u>ダイナース</u> の営業日でない場合は、その	
日となります。	前営業日となります。	
以上	以上	
( <u>2024 年 10 月 1 日</u> 改定)	( <u>2023 年 6 月 1 日</u> 改定)	